

井原市議会基本条例検証結果（平成29年）

1. 平成29年の新たな取り組み事項（※改正したもの）

①議会全般

取組事項	1. 政務活動費の対象、支出基準、領収書の情報公開等全般変更について
関連条項等	基本条例第3条ほか
取組内容	H29.1～H29.2 政務活動費の支出内容や情報公開のあり方について協議・決定 <ul style="list-style-type: none"> ・支出対象経費を一部限定 ・支出基準について一部変更 ・収支報告書及び支出した領収書等を平成29年度分からホームページに掲載
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の公開については、HP上で領収書が公開されることになり、大幅な改善がなされた。ただし、領収書だけでなく、政務活動費の使用に関するルールを定めたマニュアルもあわせて公開する必要がある。この点については、専門家のリーガルチェックを受け、訴訟に耐えられる内容にしておく必要がある。また、次の課題は、その政務活動費がどのように議会活動につながったのかを示す方法である。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果のとおり
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルを見直して、公開していくこと ・政務活動費を積極的に議会活動に活かしていくこと
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの改正及び公開については、現在ホームページで公開している収支報告書等に対する意見を踏まえ、検討していく。 ・政務活動費を積極的に議会活動に活かしていく。

取組事項	2. 市議会ホームページの更新
関連条項等	基本条例第7条
取組内容	H29.1 閲覧しやすくなるよう、ホームページを更新 <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ少ないクリックで閲覧できるように配慮 ・ホームページサイトマップを作成 ・トップページにすべての情報がわかりやすく掲載できるよう配慮

外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 毎年指摘されてきた課題であるHP上にある各種情報の整理については、HPが一新され、大幅に改善された。HPにある情報を一覧にしたページ（サイトマップ）も作成され、検索もしやすくなった。今後は、増えていく情報をどのように整理していくのかという方針を「井原市議会広報戦略（仮）」として策定する必要がある。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果のとおり
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後増えていく情報を整理する方法の検討
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 議会ICT化推進プロジェクトの報告を踏まえて検討する。

取組事項	3. 市民の意見等を政策提言につなげる仕組みづくりについて
関連条項等	基本条例第3条ほか
取組内容	<p>H29. 6～9</p> <p>市議会の中で、市民の意見を含めた各常任委員会の所管事務調査を政策提言につなげるための具体的な流れを決定。</p> <p>執行機関に提言書を提出するまでの流れが決まったことにより、議会として執行機関に提言できる環境を整えた。</p>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 議会として、「執行機関に提言書を提出するまでの流れが決まったことにより、議会として執行機関に提言できる環境を整えた」とのことであるが、それが有効に機能するための方策を十分に検討すべきである。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果のとおり
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> より実効性のある政策提言ができるよう積極的に取り組んでいくこと
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 既に市民福祉委員会で政策提言を実施したほか、現在、各常任委員会で取り組んでいる。

取組事項	4. 市民の声を聴く会の検討
関連条項等	基本条例第3条ほか
取組内容	<p>H29.1～7 議会報告会と市民の様々な声を聴くことができる場としての、「市民の声を聴く会」の開催内容について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見をできるだけ議会（各委員会）で調査・研究するよう配慮している。 ・議会報告や市民との意見交換の場で出席議員が個人の意見を述べることの可否について協議し、述べないことに決定。 <p>H29.8 市内13小学校区で実施</p> <p>H29.9～12 今後の「市民の声を聴く会」の開催方法について研究中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広聴広報委員会で研究中 ・12.27に「市民の声を聴く会の参考になる事例について」環太平洋大学准教授 林 紀行 氏による勉強会を開催 <p>※実施実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体参加者359人 （昨年度333人） ・今回の市民の声を聴く会が良かったと回答した率60.4% （昨年度39.9%） ・次回の市民の声を聴く会に来たいと回答した率42.6% （昨年度38.6%） ・ワークショップについて良かったと回答した率61.2% （昨年度45.2%）
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、課題を指摘してきた「市民の声を聴く会」は、あり方が見直され、内容は大きく改善された。また、参加された市民の満足度が上がっている点も評価できる。次年度以降は、事前に地区の住民と協議し、どのような方式にするのかを話し合うことも検討するとのことであるが、住民自治の向上という観点からしても、よい方向に進んでいると考えられる。「協働のまちづくり」ということを根底に置きながら、より高いレベルでの「市民の声を聴く会」を実現されたい。 ・ワークショップ方式は、難しいというイメージを持たれがちなので、名称の変更を検討したらどうか。 ・実際の市民の社会構成と比べると、60代男性が約半数となっている点が課題である。実際に、これまで発言が多かったのもこの階層であり、普段、政治に意見を言うことがあまりない40代以下や女性など、より広い層の市民の意見を聴く仕組みが求められる。そのためには、現在の方式に加えて、PTA、町内会、消防団、婦人会、若年層など、ターゲットをある程度絞った各種団体との意見交換の場を設定することも検討する必要がある。

検証結果	・外部評価結果のとおり
今後の課題	・外部評価結果を参考に新たな取り組みを検討すること
上記課題の検討結果	・今回の市民の声を聴く会の改善提案書、また2月実施の井原市立高等学校との主権者教育や11月開催予定の井原市PTA連合会母親委員会との意見交換会を踏まえて、来年度に向けて検討する。

取組事項	5. 行政視察報告の見直し
関連条項等	基本条例第7条ほか
取組内容	<p>H29.9 行政視察報告について行政視察をより有意義なものとするため、各委員会で視察実施後速やかに意見交換や内容を掘り下げるための行政視察報告会を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察参加委員が視察内容の所感を報告し、視察テーマに沿った意見交換や井原市に役立つところ・業務の参考になるところを自由討議形式で協議し、その後の所管事務調査や執行部への提言に積極的に結び付けることとしている。 ・報告書は委員長が概要を作成し、各参加委員はそれぞれの所感を添付する様式にした。
外部評価結果	・行政視察報告のインターネット上での公開は、他議会の取り組み状況と比較すると、高く評価できる。昨年度も指摘した事項であるが、所感に書かれている井原市にとって参考となった点を、どのように議会活動、政策提言・実現へとつなげていったのかが分かる内容を検討すべきである。また、HPでの説明に、報告書の概要部分は、当該委員会で議論をした上で、委員長がとりまとめている旨を簡潔に明記しておく必要があると考えられる。
検証結果	・現行どおりでよい
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も議会活動や政策提言につなげていくよう努力する ・報告書の概要部分は、委員長が取りまとめていることを明記する
上記課題の検討結果	・各常任委員会で対応している。

取組事項	6. 主権者教育への関わり
関連条項等	基本条例第3条
取組内容	H29.12 平成30年2月に井原市立高等学校で開催する主権者教育に市議会の参加が決定。(※詳細については、井原市立高等学校と広聴広報委員会で協議していく)
外部評価結果	
検証結果	・高校生に政治、行政に関心を持っていただけて良かった
今後の課題	・他の2校にも働きかけて、主権者教育に積極的に取り組んで行く
上記課題の検討結果	・岡山県や関係自治体との連携を視野に検討する。

2. 平成29年の取り組み事項（※改正を行っていないもの）

①議会全般

取組事項	1. 正副議長立候補者の所信表明のCATV放映及び立候補者への投票呼びかけ
関連条項等	基本条例第3条、第7条
取組内容	H29.5 正副議長選挙は立候補制とし、改選後初議会の全員協議会において、正副議長立候補者の所信表明を実施し、CATVで放映。 また、市民に対してわかりやすい選挙となるよう、議員に対して、休憩中に立候補者に投票するよう呼びかけを実施。
外部評価結果	
検証結果	・現行どおりでよい
今後の課題	・特になし
上記課題の検討結果	・現行どおりとする。

取組事項	2. 執行部質問権（反問権）の運用			
関連条項等	基本条例第9条			
取組内容	※質問権の行使			
	会議名	質問権行使者	質問を受けた議員	質問権の概要
	2月定例会 (本会議)	建設経済部長	大鳴 二郎	議員の質問の内容を確認するもの
		総務部長	大滝 文則	議員の質問の内容を確認するもの
		建設経済部長	森本 典夫	議員の質問の内容を確認するもの
	9月定例会 (本会議)	健康福祉部長	森本 典夫	議員の質問の内容を確認するもの
	12月定例会 (本会議)	総務部長	三宅 文雄	議員の質問の内容を確認するもの
		建設経済部長	簗戸 利昭	議員の質問の内容を確認するもの
※合計 6件				
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、指摘している課題であるが、一問一答や反問権の制度化は、質問を通じて執行部に政策実現を迫るという新しいスタイルの質問も議員に求められるようになったということである。まずは、質問力向上をテーマにした研修に取り組んでみたらどうか。 			
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりでよい 			
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・議員個々が質問力向上に努めていくこと 			
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりとする。 			

取組事項	3. 議会への提案箱の設置、ホームページからの提案募集
関連条項等	基本条例第18条ほか
取組内容	<p>※H29.1.1～H29.12.31での投書数等の状況</p> <p>投書数（提案箱に投函またはホームページから送信された件数） 44件</p> <p>回答数（提案を受理し、全員協議会で提案者に回答することが決定した件数・・・住所、氏名の記載がある提案） 11件</p>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴広報活動の一環として行う市民意見の収集では、様々なチャンネルを作っておくのはよいことであるが、どの方法がより効果的なのかを見極める必要がある。また、視察した飯綱町議会で取り組んでいる政策モニター制度など、新しい方法を考えることも検討されたい。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりでよい
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・井原放送の活用など提案箱のより一層の周知に努めること
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・井原放送も活用していく。

取組事項	4. 議会広報紙の活用
関連条項等	基本条例第7条
取組内容	<p>2月・5月・8月・11月の年4回発行</p> <p>フルカラー印刷、14頁～16頁</p>
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばら市議会だより」をより見てもらえるものにするために、他議会で取り組んでいる市民インタビューや市民の活動紹介などを記事として取り入れることを検討したらどうか。視察した飯綱町議会の「議会だより」モニターの活用も一つの方法である。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおりでよい
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市民の方に読んでもらえる紙面づくりに一層努力すること
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後一層努力する。

取組事項	5. 政策立案機能
関連条項等	基本条例第3条
取組内容	
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案機能の中で、議会が最も力を発揮できるものは、議員（もしくは委員会）提出による政策型条例である。毎年、指摘している課題であるが、これまで井原市議会では、こうした条例（議会に係わるものは除く）は1本も作られてこなかった。 ・全国的にも、議員提案条例の制定は低調であるが、所管事務調査や政務活動費を利用した調査などから出た課題を条例化する取り組みを検討すべきである。2～3年を目途として、全員が賛同できそうなテーマの選定から始めたらどうか。 ・条例の制定には、議会事務局の協力が必要不可欠である。第19条とあわせて検討されたい。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果のとおり
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、政策立案できるようになお一層努力すること
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、政策立案できるようになお一層努力する。

取組事項	6. 議決権の行使																														
関連条項等	基本条例第4条																														
取組内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>議案件数</th> <th>原案可決</th> <th>認 定</th> <th>同 意</th> <th>承 認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算・決算</td> <td>37</td> <td>23</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例</td> <td>23</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意・承認</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般議決</td> <td>11</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	議案件数	原案可決	認 定	同 意	承 認	予算・決算	37	23	14			条例	23	23				同意・承認	10			7	3	一般議決	11	11			
区 分	議案件数	原案可決	認 定	同 意	承 認																										
予算・決算	37	23	14																												
条例	23	23																													
同意・承認	10			7	3																										
一般議決	11	11																													
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年の議決権行使の状況を見ると、(1) 予算・決算：37は、原案可決：23・認定：14、(2) 条例：23は、原案可決：23、(3) 同意・承認：10は、同意：7・承認：3、(4) 一般議決：11は、原案可決：11となっている。 ・この結果からすると、井原市議会では、すべての議案が修正、否決されることなく、議会を通過していることになる。当然のことながら、議会での審議やその内容などを踏まえた上で、この数字を見ていく必要はあるが、議決権に頼らない議会としての政策実現の方法を検討しなければならない。 																														

	<ul style="list-style-type: none"> 井原市では、第7次総合計画の策定中であるが、議決事件の追加など、こうした重要な計画に議会としてより関与できる仕組みを構築すべきである。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果のとおり
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> より一層慎重に審議していくよう努めるとともに、議決事件の追加など重要な計画に議会としてより関与できる仕組みを調査していくこと
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> より一層慎重に審議していくよう努めるとともに、議決事件の追加など重要な計画に議会としてより関与できる仕組みを調査していく。

取組事項	7. 議員間討議
関連条項等	基本条例第5条、第13条
取組内容	
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度も指摘した課題であるが、議決権行使の状況を見ると、すべて原案可決・同意・承認となっている。この結果からすると、議員間で討議する機会が十分あり、議論が尽くされたのかという点を詳細に見ていく必要がある。 議員間討議は、委員会での活用が最も適していると考えられる。まずは、所管事務調査を対象に、方法を検討してみたらどうか。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> 現在、所管事務調査では行われている
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> 議案審議等における議員間討議の調査研究
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> 議案審議等における議員間討議の調査研究においては、事例を踏まえながら引き続き検討していく。

②委員会

取組事項	1. 議会が求める資料の要求
関連条項等	基本条例第12条
取組内容	平成29年の要求実績 ・委員会として要求した資料・・・21件
外部評価結果	・「第6次総合計画」や「元気いばら まち・ひと・しごと創生 総合戦略」などの重要な計画の進捗状況に関する資料の要求やその評価に議会として取り組むべきである。
検証結果	・現行どおりでよい
今後の課題	・市の重要施策については、担当委員会から積極的に資料要求を行う ・施策の評価について議会として取り組むこと
上記課題の検討結果	・現行どおり取り組む。

取組事項	2. 請願・陳情の提出者からの意見陳述
関連条項等	基本条例第14条ほか
取組内容	※平成29年 請願・陳情の審査における意見陳述者数（審査件数） ・総務文教委員会 3名（3件） ・市民福祉委員会 2名（3件） ・建設水道委員会 0名（0件）
外部評価結果	
検証結果	・現行の取り組みは評価できる ・陳述時間は5分で適当である
今後の課題	・陳述人に対し、請願の内容を超える質問をしないこと
上記課題の検討結果	・すでに対応している。（申し合わせ事項の変更）

取組事項	3. 所管事務調査の運用
関連条項等	基本条例第14条ほか
取組内容	<p>平成29年の所管事務調査実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務文教委員会 <ul style="list-style-type: none"> 6月 ・井原市職員人材育成の基本的な考え方等について 12月 ・井原市の教育環境のあり方について ・市民福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> 12月 ・屋外イベント等での授乳やオムツ交換のための移動式テントの導入について ・建設水道委員会 <ul style="list-style-type: none"> 6月 ・平成29年度公共事業等事業計画について <ul style="list-style-type: none"> ・作業場付市営住宅等の建設の可能性を探るための調査について 9月 ・就農者向け住宅支援について 12月 ・移住・定住施策について <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策について
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・井原市議会の議会活動の中で、特徴的なものが所管事務調査である。他議会と比べても、これほど充実した内容になっているものはそれほど多くない。今後の課題は、そこでまとめられた報告書をどのように政策提言、実現へとつなげていくかである。
検証結果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果のとおり
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提言できるよう努力していく
上記課題の検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会で対応している。

3. 議会基本条例の評価

取組事項	全般
関連条項等	基本条例全般
取組内容	
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・評価にあたっては、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置づけることが必要である。そのためには、「Plan」にあたる「計画」を十分に練りあげておく必要がある。4年間のロードマップの作成が、この課題解決の手法として有効であると考えられる。 ・議会改革の要素はあくまでもツール（手段）でしかない。井原市議会が果

	<p>たすべき役割は、議会基本条例にも定められているように、「市民福祉の向上と市政の発展」である。従って、今後の議会改革をめぐる評価は、議会としての活動がどのような成果につながったのかという点からもチェックすることである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年も指摘した課題であるが、多くの改革先進議会が直面しているように、井原市議会でも「改革の壁」にぶつかっている。次の段階は、「開かれた議会」から「市民とともにある議会」への移行であるように考えられる。住民自治の強化という観点から検討することが必要である。 ・ 条例そのものの検証をどうするかを議論する時期に来ていると考えられる。第2条では、「この条例は、議会における最高規範」として位置づけられているが、法規範と現実との間に乖離が見られる箇所がある。具体的に言うならば、「議員間の自由討議」（規定が重複しているので、わかりにくい）や「休日、夜間議会」に係わる規定である。条例に規定がありながら、現実が動かない場合には、その見直しを思い切ってするのも一つの方法である。あわせて、HPにある議会基本条例の解説の見直しを進めることが必要である。 ・ 現在、検証で力点が置かれていない第16条の議会図書室、第19条の議会事務局については、次年度の重要テーマの一つとすることを検討されたい。 ・ 議員定数、報酬は、議会改革最重要テーマにはなりえないと考えられる。他市と横並びで考えるという拙速な議論は絶対に避けるべきであり、議会活動の活性化を図るという観点から検討すべきである。ただし、その前提となるのは市民の意見である。このテーマを検討するにあたっては、議会基本条例の21、22条に、「行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮」と定めているように、市民の意見を十分に把握しながら進めて行くことが必要であると考えられる。
<p>検証結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ しっかり取り組んでいる
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例は見直し時期に来ている。現在取り組まれている点については、今後取り組んで行く
<p>上記課題の 検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例について改正等が必要な点があれば、今後、取り組んでいく。